

新国土形成計画と圏域・シティリージョン

6月15日に開催された国土審議会で、新たな国土形成計画（含む国土利用計画）が審議された。国土形成計画は、国土形成計画法第1条で定めるとおり、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進し国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）による措置と相まって、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とするとしており、今回の新たな国土形成計画は今後10年間の国づくりの指針、地方自治体の総合計画に置き換えれば基本構想に匹敵する。

新たな国土形成計画では、人口減や高齢化が進む中で東京一極集中を是正し地方活性化を推進することを大きな柱としている。具体的には、地方で医療・介護や商業等の都市機能を集約したコンパクトシティの形成を2020年を目途に全国150自治体で推進、2027年に東京・名古屋間で開業するリニア中央新幹線を前提とし経済規模の6割を占める東京・名古屋・大阪圏を対象とするスーパー・メガリージョン（超巨大都市圏）の形成に加え、国際競争力のある観光地づくりや地方移住の促進等を明示している。

こうした新しい国土形成計画においてハブとなるのが連携中枢都市圏の形成である。連携中枢都市圏とは、一定規模以上の人口・経済を擁する都市圏においては、経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上の実現を目指す自治体間ネットワークである。人口減少下においても都市機能を維持するためには、都市間・地域間の連携によって、必要とされる機能に応じた圏域人口を確保していくことが必要である。このため、都市機能を他都市から享受可能な一定距離の範囲内にある地域・都市については、行政区域を越えた連携を推進する。その際、必要な都市機能を市街地の中心部や生活拠点等に集約・活性化するとともに、これらと居住地域とを結ぶ交通ネットワーク等を最大限に活用することで都市圏の形成を図る。欧米・アジアにおいても様々な規模・形態の地方自治体間連携、都市地域圏、シティリージョンがある。リージョン、すなわち圏域は、経済社会活動や地域資源等において類似性が高い地域の広がりという意味することが基本となるものの、シティリージョンの場合は、一定の都市を中核にしたネットワークとしての広がりという意味する。シティリージョンは、国内の地方自治体間の連携等にイメージされる概念であると同時に、EUやアジア地域では国境を越えた経済社会活動を念頭に置く概念としても位置している。

シティリージョンの形態は、EU型、ロンドン・ワシントン型（グレーター型）に大きく分けられる。前者と後者の基本的違いは、多機能分散型か一極集中型かにある。EU型はドイツ、オランダ、デンマーク等で形成されている形態であり、圧倒的に優位性を持つ中核都市を形成するのではなく、ドイツ・フランクフルト圏域のように相互に個性を確保しつつ多心型複合都市圏として多機能連携・連担を形成する体系である。ドイツでは都市国家をベースに連邦国家が形成されてきた歴史的経緯を持ち、人口100万人前後、圏域範囲100キロ程度の中規模圏域のシティリージョンが形成される形態が基本となっている。また、オランダでは、首都であるアムステルダムを中核に四つの都市が連携し（ランドスタット）、域内政策調整、経済社会問題の分析、戦略的連携等を図り、圏域の持続性発展と競争力確保を目指している。ランドスタットの人口規模は約600万人、圏域範囲は約100キロ規模となっている。シティリージョンの形成においては、圏域のブランド力強化によるグローバルな競争力の向上、都市を中核とする地域経営力の充実等が大きな動機づけとなり、従来型の様々な垣根を克服するクロスボーダーの機能を発揮させることがトリガーとなる。シティリージョンでは、圏域の中核に位置する都市は、求心力・中枢力・企画力をより強く発揮することが求められる。日本の「地方中軸拠点都市圏の形成」の政策は、現段階においてはEU型の多心型・多機能型をイメージする内容となっている。この実現に向けては、各地方自治体が自らの地域資源の発掘、機能分担を明確にしつつ、議会も含めた自治体単位を越えた圏域内循環構図のイメージを共有する必要がある。